

夢の平コスモス荘
指定管理者募集要項

(令和7年7月)

富 山 県 砺 波 市

夢の平コスモス荘指定管理者募集要項

夢の平コスモス荘の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 対象施設の概要

（１）名称

夢の平コスモス荘

（２）所在地

〒939-1428

砺波市五谷 160 番地

（３）施設概要

構 造	長期滞在施設	木造一部鉄骨造 2 階建
	バーベキューガーデン	木造平屋建
敷地面積	5,656.87㎡	
延床面積	長期滞在施設	1,087.60㎡
	バーベキューガーデン	89.45㎡
施設内容	長期滞在施設 4 人用客室	7 室
	5 人用客室	4 室
	研修室	1 室
	バーベキューガーデン	1 棟

2 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

3 指定管理者の業務等の範囲

（１）夢の平コスモス荘条例第 6 条に規定する事業

（２）その他、別紙「夢の平コスモス荘指定管理者仕様書」に定めるとおりとする。

4 指定管理者の管理の基準

（１）供用日及び供用時間 夢の平コスモス荘条例第 7 条に規定するとおり。

ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これらを変更し、又は臨時に利用に供しない日を定めることができる。

（２）関係法令及び条例の規定を遵守すること。

（３）業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の保護を徹底すること。

5 指定管理料

指定管理業務にかかる費用は、議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、

この協定の管理業務に係る委託料は、各会計年度における砺波市の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

6 利用料金制

指定管理者は、夢の平コスモス荘条例第11条に定める利用料を同条に定める範囲で自らの責任において決定（砺波市の承認は必要）し、自らの収入とすることができるものとします。なお、指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、使用料金を減免することができるものとします。

7 応募資格

砺波市内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、安定して管理を行うことができる物的能力及び人的能力を有する者。ただし、次の各号に該当する団体等（共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、応募できません。

- （1）地方自治法施行令第167条の4に該当する団体等
- （2）砺波市から指定を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない団体等
- （3）砺波市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6カ月を経過しない団体等
- （4）税（国税、県税及び市税）を滞納している団体等
- （5）団体等の代表者が税を滞納している団体等
- （6）手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払い停止事由が発生し、これが改善しない団体等
- （7）差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等
- （8）破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた団体等
- （9）会社更生、民事再生の手続きについて申し立てがなされ、この手続きが終了していない団体等
- （10）当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない団体等
- （11）当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3カ月を経過しない団体等
- （12）当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない団体等
- （13）市議会議員、市長、副市長及び法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者又は支配人を兼ねる法人等（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共団体及び公共的団体を除く。）でないこと。

8 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書【様式第1号】
 - (2) 事業計画書【様式第3号、4-1号、4-2号】
 - (3) 収支計算書【様式第6号】
 - (4) 管理運営費提案書
 - (5) 団体概要書
 - (6) 定款、寄付行為その他これらに準ずるもの。
 - (7) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - (8) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類
 - (9) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の状況を明らかにすることができる書類
 - (10) 申請の日の属する事業年度の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
 - (11) 納税証明書（未納のないことの証明（国税（税目は法人税と消費税）・富山県民税・砺波市民税））
 - (12) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
 - (13) その他市長が必要と認める書類
- 提出部数：各1部

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和8年8月1日（金）～8月15日（金）まで
- (2) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- (3) 受付方法 FAX又は電子メールで提出してください。（様式は任意）

10 指定管理者の候補者の審査基準

- (1) 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られること
- (2) 事業計画書の内容が、緑豊かな自然環境の中で育まれた中山間地の農業・農村の活性化及び定住化を図り、都市と農村との交流を促進するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、当該施設の適切な維持管理を図るものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 申請団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

11 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定及び協定等

指定管理者の指定には、市議会の議決が必要なため、議決されれば指定管理者の指定となります。

(2) 協定の締結

砺波市と指定管理者は、「夢の平コスモス荘指定管理者基本協定書」を締結します。

12 指定管理者の申請に係る留意事項

(1) 指定管理者の申請に当たっては、夢の平コスモス荘条例及び同施行規則を承知の上で申請してください。

(2) 申請書類等に虚偽の記載があった場合には、失格とします。

(3) 申請にかかる経費は、すべて申請者の負担とします。

(4) 夢の平コスモス荘の管理のため新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請者としてください。

(5) 申請書類等は、返却しません。

(6) 提出された書類は、必要に応じて複写します。(使用は砺波市役所内及び砺波市指定管理者選定委員会での検討に限ります。)

(7) 提出された書類は、砺波市情報公開条例に基づく情報公開の請求により開示することがあります。

(8) 指定管理者が、協定の締結までに次の事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

13 提出先

砺波市役所商工農林部農業振興課

〒939-1398 砺波市栄町7番3号

TEL: 0763-33-1404 (直通) FAX: 0763-33-1129

14 提出期間

令和7年8月29日(金)午後5時15分まで

15 選考方法

申請書類に基づき、砺波市指定管理者選定委員会において候補者を選考します。

16 選考結果

後日、申請者に文書で通知します。

《参考》

- ・ 指定管理料の実績

令和5年度	13,000,000 円
令和6年度	13,800,000 円
令和7年度	13,800,000 円（見込）

- ・ 施設の利用者の実績

[人]

区 分		令和5年度	令和6年度
長期滞在施設	宿泊利用	867	490
	日帰利用	806	327
レストラン		11,980	13,753
バーベキューガーデン		1,145	1,139